

令和元年（2019年）12月紀北町議会定例会会議録

第 1 号

招集年月日 令和元年12月10日（火）

招集の場所 紀北町本庁舎議会議場

開 会 令和元年12月10日（火）

出席議員

1 番	宮地 忍	2 番	田島明良
3 番	柴田洋巳	4 番	岡村哲雄
5 番	大西瑞香	6 番	原 隆伸
7 番	奥村 仁	8 番	樋口泰生
9 番	太田哲生	10番	瀧本 攻
11番	近澤チヅル	12番	入江康仁
13番	家崎仁行	14番	東 清剛
15番	平野隆久	16番	中津畑正量

欠席議員

なし

地方自治法第 121条の規定により説明の為議会に出席した者の職氏名

町 長	尾上 壽一	副 町 長	中場 幹
会計管理者	武岡 芳樹	総 務 課 長	濱田多実博
財 政 課 長	水谷 法夫	危機管理課長	岩見 建志
企 画 課 長	上ノ坊健二	税 務 課 長	直 江 仁
住 民 課 長	上 村 毅	福祉保健課長	中村吉伸
環境管理課長	玉本 真也	農林水産課長	上野和彦
商工観光課長	玉津 裕一	建 設 課 長	宮原俊也
水 道 課 長	上野隆志	海山総合支所長	植地俊文
教 育 長	中井克佳	学校教育課長	宮本忠宜
生涯学習課長	井土 誠	監 査 委 員	松永 剛

職務の為出席者

議会事務局長	脇 俊明	書 記	佐々木 猛
書 記	久保有謙	書 記	家倉義光

提出議案 別紙のとおり

会議録署名議員

5 番 大西瑞香 6 番 原 隆伸

議事の顛末 次のとおり記載する。

平野隆久議長

皆さん、おはようございます。

開会にあたり、一言ご挨拶申し上げます。

本日ここに、令和元年12月紀北町議会定例会が招集されました。

議員各位には公私ともにご多用のところ、ご出席いただきありがとうございます。

去る12月2日に、新しい紀北町議会の組織が構成され、スタートしたところでありますが、議会といたしましては、住民を代表する意思決定機関としての使命を果たすために、最善の努力をいたしたいと存じます。

どうかよろしく願いいたします。

議員各位におかれましては、円滑に議事を進められ、適正、妥当な議決に達せられるよう、最後まで慎重なるご審議をお願い申し上げ、開会の挨拶といたします。

平野隆久議長

それでは、定刻になりましたので、ただいまから、令和元年12月紀北町議会定例会を開会いたします。

これより本日の会議を開きます。

ただいまの出席議員は16名であり、定足数に達しております。

会期日程並びに議事日程につきましては、お手元に配付したとおりでありますので、ご了承ください。

なお、今期定例会において、議会放送番組収録のためZTV及び企画課職員による撮影等を許可することにいたします。

それでは、会期日程並びに議事日程を、議会事務局長に朗読させます。

協議会事務局長。

脇俊明議会事務局長

皆さん、おはようございます。

令和元年12月紀北町議会定例会会期日程表

第1日、12月10日、火曜日、9時30分 本会議、開会、人事案件、上程、説明、質疑、討論、一般議案上程、説明、委員会付託。

第2日、12月11日、水曜日、休会、常任委員会予定日。

第3日、12月12日、木曜日、休会、常任委員会予定日。

第4日、12月13日、金曜日、休会、常任委員会予備日。

第5日、12月14日、土曜日、休会、休日。

第6日、12月15日、日曜日、休会、休日。

第7日、12月16日、月曜日、休会、常任委員会予備日。

第8日、12月17日、火曜日、9時30分、本会議、一般質問。

第9日、12月18日、水曜日、9時30分、本会議、一般質問。

第10日、12月19日、木曜日、休憩、予備日。

第11日、12月20日、金曜日、9時30分、本会議、委員長報告、質疑、討論、採決、閉会
でございます。

続きまして、令和元年12月紀北町議会定例会議事日程（第1号）

令和元年12月10日（火曜日）午前9時30分開議

- | | |
|------------|--|
| 日程第1 | 会議録署名議員の指名 |
| 第2 | 会期の決定 |
| 第3 | 諸般の報告 |
| 第4 | 行政報告 |
| 第5 議案第60号 | 紀北町公平委員会委員の選任につき同意を求めることについて |
| 第6 議案第61号 | 紀北町教育委員会委員の任命につき同意を求めることについて |
| 第7 議案第62号 | 地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例 |
| 第8 議案第63号 | 紀北町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例 |
| 第9 議案第64号 | 紀北町議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の一部を改正する条例 |
| 第10 議案第65号 | 紀北町一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例 |
| 第11 議案第66号 | 紀北町現業職員の給与の種類及び基準を定める条例の一部を改正する条例 |
| 第12 議案第67号 | 紀北町和具の浜海水浴場条例の一部を改正する条例 |

- 第13 議案第68号 令和元年度紀北町一般会計補正予算（第4号）
第14 議案第69号 令和元年度紀北町国民健康保険事業特別会計補正予算（第2号）
第15 議案第70号 令和元年度紀北町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）
第16 議案第71号 令和元年度紀北町介護サービス事業特別会計補正予算（第2号）
第17 議案第72号 令和元年度紀北町水道事業会計補正予算（第1号）

以上でございます。

平野隆久議長

それでは、これより日程に従い議事に入ります。

日程第1

平野隆久議長

日程第1 会議録署名議員の指名を行います。

会議規則第126条の規定により、本日の会議録署名議員に、

5番 大西 瑞香君

6番 原 隆伸君

のご兩名を指名いたします。

日程第2

平野隆久議長

次に、日程第2 会期の決定の件を議題とします。

お諮りします。

本定例会の会期は、本日12月10日から12月20日までの11日間としたいと思いますが、ご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

平野隆久議長

異議なしと認めます。

したがって、本定例会の会期は、本日、12月10日から12月20日までの11日間とすることに決定いたしました。

日程第3

平野隆久議長

次に、日程第3 諸般の報告を行います。

去る12月2日に議会運営委員会が開催され、12月定例会にかかる運営等について協議が行われました。その確認事項等について、ご報告申し上げます。

まず、付議事件であります。

本定例会に提出され受理した案件は、人事案件が2件、条例制定及び改正案件が6件、補正予算案件が5件、計13件となっております。また、陳情1件を受理いたしておりますが、町外からのものであるため、議員の棚に配付しております。

なお、一般会計補正予算中、人件費の部分については、昨年と同様、総務産業常任委員会での審査とされております。

次に、一般質問についてであります。11月21日から29日までの提出期間内に10人の議員から通告が提出されました。日程については、17日、火曜日に5人、18日、水曜日に5人ということで、2日間で運営をさせていただきたいと考えております。

次に、一部事務組合等議会の開催であります。

三重紀北消防組合議会は12月23日、月曜日、午前10時から開催。紀北広域連合議会は同日、午後1時30分から開催の予定であります。また、荷坂やすらぎ苑組合議会は12月24日、火曜日、午前10時から開催の予定であります。組合議会等議員におかれましては、ご出席くださいますよう、お願い申し上げます。

次に、地方自治法第121条の規定により、提出案件等の説明のため、あらかじめ出席を求めましたところ、尾上町長はじめ中井教育長、松永監査委員、その他関係課長等の出席がありましたので、ご報告申し上げます。

次に、年末年始における行事予定であります。12月21日から12月29日までの9日間で、長島港前浜において、恒例の「年末きいながしま港市」が開催されます。今年も関係者一同、一丸となって開催に向け取り組んでいるところと伺っております。町民の皆様並びに

議員におかれましても、イベントが成功に終わりますようご協力のほどよろしくお願い申し上げます。

次に、令和元年1月4日、土曜日、午前10時から東長島スポーツ公園グラウンドで消防出初式が開催されます。

また、1月12日、日曜日、午前10時30分から、海山公民館で成人式が開催されます。出席のほど、よろしくお願い致します。

次に、常任委員会の開催についてであります。11日と12日の2日間で、常任委員会の開催を予定しております。開催日につきましては、委員長において調整を行っていただき、本日の会議の終わりに報告させていただきたいと考えておりますので、よろしくお願いいたします。

以上で、諸般の報告を終わります。

日程第4

平野隆久議長

次に、日程第4 行政報告について町長から申し出がありましたので、許可することといたします。

尾上町長。

尾上壽一町長

皆様、おはようございます。

本日は定例会の開催要請をさせていただきましたところ、全員のご出席を賜わり厚く御礼を申し上げます。

早速ではございますが、本会議定例会にあたりまして、3件の行政報告をさせていただきます。

まず最初に、紀北町立赤羽中学校理科実験中の事故についてでございます。

去る12月3日午後3時頃、紀北町立赤羽中学校におきまして、1年生の理科の授業の実験中、フラスコが爆発し、生徒4名及び教諭1名が救急搬送されました。

事故の状況といたしましては、理科室において、亜鉛と塩酸を反応させ水素を発生させる実験をしていたところ、誤ってフラスコが爆発したものでございます。

救急搬送された生徒及び教諭につきましては、生徒1名が左頬に軽症、教諭1名が左手首に軽症、他の生徒3名につきましては、異状なしという診断が下され、幸いにも同日に帰宅しております。

また、夜間に各保護者への家庭訪問を行い、状況の説明と謝罪を行うとともに、臨時校長会を開き、他の小中学校に対しても、状況の説明と再発防止を目的とした注意喚起を行っております。

将来を担う大切な子どもを預かる義務教育の場において、このような事故が生じたことは、誠に遺憾でありますとともに、お詫びを申し上げますところでございます。

今後も、安心・安全な教育活動の実施に努めてまいりますので、引き続きご協力、ご支援いただきますよう、よろしくお願い申し上げます。

続きまして、熊の捕獲についてでございます。

去る12月8日、日曜日午後4時ごろ紀北町長島地内の中ノ島地区において、熊の目撃情報があり、確認したところ海岸部の波消しブロックのすき間に潜む熊を発見しました。

三重県、警察等の関係機関に連絡をするとともに、猟友会と対応を協議し、熊が波消しブロック付近から人家に近づかないよう対策を行った上で、夜間も監視を行い、翌12月9日に、麻酔銃による捕獲を実施し、人里離れた町有林に放獣しました。

この度の捕獲は、熊が自力で波消しブロックから脱出することができず、やむを得ず捕獲にいたったものであります。熊の目撃情報が多く寄せられており、町では注意喚起の看板を設置するなど、啓発に努めておりますので、ご注意くださいようよろしくお願い申し上げます。

続きまして、コンビニ交付の開始についてでございます。

紀北町では、住民サービスの一環として、コンビニ交付の導入を進め、令和2年1月29日から住民票等の交付サービスを開始することとなりました。

コンビニ交付は、マイナンバーカードを利用して、町が発行する住民票や課税証明書等が全国のコンビニエンスストア等のキオスク端末から取得できるサービスでございます。

役場の閉庁時でも、年末年始を除く午前6時30分から午後11時までの間で、全国のコンビニエンスストア等で、「いつでもどこでも利用することができる」ことから、平日には来庁が難しかった方への利便性の向上と、窓口業務の効率化が図れるものと期待をしております。

マイナンバーカードは、本人確認書類やe-taxでの使用のほか、今後は健康保険証

としての利用や、消費活性化策としてマイナポイントの付与など、さまざまな活用が見込まれており、町民の皆さまにおきましても、是非この機会にマイナンバーカードを取得していただき、コンビニ交付サービスをご利用していただきますよう、よろしくお願いを申し上げます。

以上、3件をご報告いたしまして、本日の会議にあたりましての行政報告とさせていただきます。

平野隆久議長

行政報告については、申し合わせにおいて、原則として質疑は行わないことになっておりますが、説明について、不明瞭な点がありましたら、発言を許可します。

東清剛君。

14番 東清剛議員

クマの件なんですけども、これが紀北町において初めてのケースだと思いますし、旧町からどのようなことがあったのか、私にはちょっと記憶がないんですけども、それで当然保護動物であり、特定動物でしょうから、放獣となっていますけども、放ったと、町内のどこへ放ったということですけども、この地域、今、全国的に熊での被害というのは北海道、東北地方から随分と発生してますんで、その辺も含めて今後、戻すのは結構なんですけども、我々の地域って80から90%が山林で、当然その中で町の職員も、それから森林組合の職員、森林所有者が山林にやっぱり作業に入ってますんで、その辺の危険性を考えると、少なくとも人里に現れたものに関しては、今の法律ではたぶん駆除はできないんですけども、今後はやはりやっぱりあれですよ、テリトリーをしっかりと考えて、近づいたものに関しては、今後やっぱり駆除していくような方向っていうのをね、県国に対してしていかないと、我々の大事な1次産業の担い手がだんだんと恐怖感を感じるようになってしまうというのがあるんで、それで以前にもあったのが、三重県の上のほうでね、県境に放った、問題になったというのがありますので、その辺なかなか処理するのも大変でしょうけれども、今後の方向を少なくとも近づいたものに関しては、何とか処理をしていかないといけないと思います。

それで、当然我々からけんかうるわけじゃないですから、相手からもらうわけですから、クマなんか。サル、イノシシ、シカというのは、やっぱり見れば逃げますけれども、クマに関してはちょっと違うと思うんで、その辺を今後、町長はどのように考えているか説明いただきたいと思います。

平野隆久議長

尾上町長。

尾上壽一町長

今回の処分もですね、県とか警察と相談しながら処分させていただいたような次第でございます。

議員がおっしゃることもよくわかりますし、クマの目撃情報もですね、随分と増えてきておりますので、県ともですね、そういったお話し合いをしながら、他の県ではですね、そういった駆除の話もお聞きしておりますので、県の動向等も見ながら地域の実情を、県のほうへ伝えていきたいと思っております。

平野隆久議長

以上で、発言を打ち切ります。

以上で、行政報告を終わります。

日程第5・日程第6

平野隆久議長

それでは、議案の審議に入ります。

お諮りします。

日程第5及び日程第6の2件については、人事案件であるため、会議規則第39条第3項の規定により委員会への付託を省略し、本会議において審議することといたしたいと思いますが、ご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

平野隆久議長

異議なしと認めます。

したがって、人事案件2件については、委員会への付託を省略し、ただちに本会議で審議することに決定しました。

お諮りします。

日程第5及び日程第6の2件については、提案者から提案説明を求めるにあたり、一括して説明を求めることにいたしたいと思っておりますが、ご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

平野隆久議長

異議なしと認めます。

したがって、人事案件2件については一括して提案理由の説明を求めることに決定しました。

それでは、提案者から一括して提案説明を求めます。

尾上町長。

尾上壽一町長

それでは、本日本議会定例会に上程をいたしました議案につきまして、提案理由をご説明申し上げます。

議案第60号 紀北町公平委員会委員の選任につき同意を求めることについてであります。紀北町公平委員会委員の東長島510番地 中野秀典氏が、本年12月9日をもって任期満了となりました。同氏におかれましては、平成27年12月から公平委員会委員としてご尽力をいただいております。

つきましては、同委員として人格が高潔で、地方自治の本旨及び民主的で能率的な事務の処理に理解があり、かつ、人事行政に関し識見を有する同氏を引き続き選任いたしたく、議会の同意を求めるものであります。

議案第61号 紀北町教育委員会委員の任命につき同意を求めることについてであります。紀北町教育委員会委員の今井智恵子氏が、本年12月9日をもって任期満了により退任されましたので、後任として、矢口浦342番地 牧野由美氏を任命いたしたく、議会の同意を求めるものであります。

今井智恵子氏におかれましては、平成23年12月に教育委員会委員に就任され、同委員として多大な尽力を賜ってきましてことに対しまして、厚く御礼を申し上げます。

後任の牧野由美氏におかれましても、人格が高潔で、教育、学術及び文化に関し識見を有することから、適任であると判断したものでございます。

人事案件は、以上2件であります。ご審議のほどよろしくお願いを申し上げます。

平野隆久議長

以上で、議案の提案説明を終わります。

日程第5 議案第60号 紀北町公平委員会委員の選任につき同意を求めることについてを議題といたします。

これから質疑を行います。

質疑される方はありませんか。

(発言する者なし)

平野隆久議長

これで質疑を終了します。

続いて、討論を行います。

まず、原案に反対討論される方はありませんか。

(「な し」 と呼ぶ者あり)

平野隆久議長

次に、原案に賛成討論される方はありませんか。

(「な し」 と呼ぶ者あり)

平野隆久議長

これで討論を終了し、採決いたします。

お諮りいたします。

日程第5 議案第60号 紀北町公平委員会委員の選任につき同意を求めることについて、
原案のとおり同意することに賛成の方は挙手願います。

(全 員 挙 手)

平野隆久議長

挙手全員です。

したがって、本案は原案のとおり同意することに決定しました。

次に、日程第6 議案第61号 紀北町教育委員会委員の任命につき同意を求めることについてを議題といたします。

これから質疑を行います。

質疑される方はありませんか。

11番 近澤チヅル君。

11番 近澤チヅル議員

この方がどうのということではないんですけども、教育委員って今までのイメージですと、子育てとか、そういうのを終わった方が、かなり年齢の高い方がなられているなというイメージがあったんですけど、今度、若い方が起用されるという提案なんですけども、そこの辺で何か選考にあたって変化があったのかどうかですね、そういうこと関係なく選

ばれたんだと思いますが、そのところをお伺いしたいと思います。

もう1点ですね、子どもが少なくなっている中で、保護者の方、PTAとかそういう役も回ってくるのではないかと思われませんが、そういうことに支障があるのかどうか、教育委員となられることですね、制約されることはあるのかどうかお伺いします。

平野隆久議長

中井教育長。

中井克佳教育長

今、ご質問いただきました近澤議員のご質問に対してお答えします。

教育委員会の法律が決まり、委員には現在、子育てをしているものが1名加わることが求められております。よって、牧野氏においては現在4名のお子さまを養育しているので、その中で条件を満たすということで、あげさせていただきました。

もう1点について、学校のPTA等の兼職については、それをしてはならないという規定はございません。ですので、PTAは任意団体ですので、そちらのほうにおいて必要であれば選ばれることがございます。

以上で、回答とさせていただきます。

平野隆久議長

それでは、これで質疑を終了します。

続いて、討論を行います。

まず、原案に反対討論される方はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

平野隆久議長

次に、原案に賛成討論される方はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

平野隆久議長

これで討論を終了し、採決いたします。

お諮りします。

日程第6 議案第61号 紀北町教育委員会委員の任命につき同意を求めることについて、原案のとおり同意することに賛成の方は挙手願います。

(全 員 挙 手)

平野隆久議長

挙手全員です。

したがって、本案は原案のとおり同意することに決定しました。

日程第7～日程第17

平野隆久議長

お諮りします。

日程第7 議案第62号から日程第17 議案第72号までの11件については、提案者から提案理由並びに内容説明を求めるために、一括して説明を求めることにしたいと思いますが、ご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

平野隆久議長

異議なしと認めます。

したがって、議案11件については、一括して提案理由並びに内容説明を求めることに決定しました。

それでは、最初に提案者から一括して提案説明を求めます。

尾上町長。

尾上壽一町長

先ほどの人事案件につきましては、ご同意をいただきまして、誠にありがとうございました。

引き続きまして、各議案の提案理由についてのご説明をさせていただきます。

議案第62号 地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例並びに、議案第63号 紀北町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例であります。地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する条例の施行に伴い、会計年度任用職員制度が導入されることから、本条例を定める必要が生じたため、議会の議決を求めるものでございます。

議案第64号 紀北町議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の一部を改正する条例であります。地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴い、本条例の一部を改正する必要が生じたため、議会の議決を求めるものでござい

ます。

議案第65号 紀北町一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例であります。人事院勧告等に伴い一般職の職員の給与を見直すことから、本条例の一部を改正する必要が生じたため、議会の議決を求めるものであります。

議案第66号 紀北町現業職員の給与の種類及び基準を定める条例の一部を改正する条例であります。人事院勧告に伴い現業職員の給与を見直すことから、本条例の一部を改正する必要が生じたため、議会の議決を求めるものであります。

議案第67号 紀北町和具の浜海水浴場条例の一部を改正する条例であります。和具の浜海水浴場において地方自治法第244条の2第3項に定める指定管理者に施設の管理を行わせる項目を追加することに伴い、本条例の一部を改正する必要が生じたため、議会の議決を求めるものであります。

議案第68号 令和元年度紀北町一般会計補正予算（第4号）であります。歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ300万9,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ117億3,481万円といたしたいので、議会の議決を求めるものであります。

議案第69号 令和元年度紀北町国民健康保険事業特別会計補正予算（第2号）であります。歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ265万8,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ21億2,957万1,000円といたしたいので、議会の議決を求めるものであります。

議案第70号 令和元年度紀北町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）であります。歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ3万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ5億7,525万3,000円といたしたいので、議会の議決を求めるものであります。

議案第71号 令和元年度紀北町介護サービス事業特別会計補正予算（第2号）であります。歳入歳出予算の総額を変えず歳出のみ総務費から8,000円を減額し、基金積立金に同額を増額するという組替補正を行うため、議会の議決を求めるものであります。

議案第72号 令和元年度紀北町水道事業会計補正予算（第1号）であります。収益的支出につきまして356万6,000円を増額し、総額を4億1,043万5,000円に、資本的収入につきましては3万4,000円を増額し、1億2,847万8,000円に、資本的支出につきましては、4万7,000円を増額し、総額を2億7,766万2,000円といたしたいので、議会の議決を求めるものであります。

以上、11件の議案につきましては、提案理由をご説明申し上げましたが、詳細につきま

しては、それぞれ担当に説明をいたさせます。なにとぞ慎重審議の上、ご可決賜わりますよう、よろしくお願いを申し上げます。

平野隆久議長

続いて、各議案の内容説明を求めます。

まず、議案第62号から議案第66号までの説明を求めます。

濱田総務課長。

濱田多実博総務課長

皆さん、おはようございます。

それでは議案第62号の内容につきまして、説明をさせていただきます。

議案書の5ページをお願いします。

議案第62号 地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例

地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例を別紙のとおり制定する。

令和元年12月10日提出

紀北町長 尾上壽一

提案理由

地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴い、会計年度任用職員制度が導入されることから、本条例を定める必要が生じたためであります。

本条例は、地方公務員法及び地方自治法が改正されることに伴い、新たに会計年度任用職員制度の創設等により、その条文を引用している本町の条例を一括して改正しようとするものであります。

それでは、改正内容を説明いたします。

6ページから8ページにつきましては改正分であります。

改正内容につきましては、9ページからの新旧対照表で説明をさせていただきます。

まず、第1条 紀北町人事行政の運営等の状況の公表に関する条例の一部改正でございますが、ページの左が新条例、右が旧条例となっております。

第3条で、地方公務員法第22条の2に会計年度任用職員についての規定が追加されたことに伴い、人事行政の運営の状況の公表について位置付けるものでございます。

第5条では、公表の方法について、第2号では字句の整理を、第3号ではインターネッ

トを利用して閲覧に供することを追加しようとするものであります。

10ページは、第2条関係、紀北町職員の分限に関する手続及び効果に関する条例の一部改正であります。

第3条は、休職の効果に、会計年度任用職員について追加しようとするものでございます。

11ページは、第3条関係、紀北町職員の懲戒の手続き及び効果に関する条例の一部改正であります。

第1条は字句の整理で、第3条では減給の効果について、会計年度任用職員を追加するものであります。

12ページは、第4条関係、紀北町職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部改正であります。

第19条では、非常勤職員と規定していたものを会計年度任用職員と改正するものでございます。

13ページは、第5条関係、紀北町職員の育児休業等に関する条例の一部改正であります。

第7条第2項は育児休業をしている職員の勤勉手当等の支給について、第8では育児休業をした職員の職務復帰後における号給の調整について、会計年度任用職員を除く旨を規定したものでございます。

第20条は部分休業をしている職員の給与の取扱いについて、第1項では会計年度任用職員を除く職員の勤務しない時間の減額を規定し、第2項で会計年度任用職員の勤務しない時間の減額を規定しております。

15ページは、第6条関係、紀北町一般職の職員の給与に関する条例の一部改正であります。

第2条は「職員」についての定義で、会計年度任用職員等を除くもので、会計年度任用職員の給与については第30条の2で新たに規定するものであります。また、30条では旧条例の臨時又は常勤を要しない職員について、新条例で常勤を要しない職員として新たに会計年度任用職員制度が規定されたことから、その部分を削除するというものでございます。

16ページは、第7条関係、紀北町現業職員の給与の種類及び基準を定める条例の一部改正であります。

第1条では、引用する法律の項ずれと、字句の整理を、第5条は常勤を要しない職員を次条で新たに会計年度任用職員として規定することからその部分を削除するものでござい

ます。

第6条は、新たに現業職員にあたる会計年度任用職員についての規定を追加するもので、旧条例の6条を繰り下げて第7条とするものでございます。

17ページは、第8条関係、紀北町企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部改正であります。

第1条、第2条は字句の整理を、第6条は常勤を要しない職員を次条で新たに会計年度任用職員として規定することからその部分を削除するものであります。

第7条は、新たに現業職員にあたる会計年度任用職員についての規定を追加するもので、旧条例の第7条を繰り下げて第8条とするものであります。

以上が改正内容で、附則によりまして、条例の施行日は令和2年4月1日としております。

以上が議案第62号の内容でございます。

濱田多実博総務課長

続きまして、議案第63号の内容を説明させていただきます。

議案書の18ページをご覧ください。

議案第63号 紀北町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例

紀北町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例を別紙のとおり制定する。

令和元年12月10日提出

紀北町長 尾上壽一

提案理由

地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴い、会計年度任用職員制度が導入されることから、本条例を定める必要が生じたためであります。

地方公共団体における行政需要の多様化等に対応しまして、公務の能率的かつ適正な運営を推進するため、地方公務員について、会計年度任用職員の任用等に関する規定を整備するとともに、特別職の任用及び臨時的任用の適正を確保する必要があることから地方公務員法及び地方自治法の一部が改正されました。

このことから、会計年度任用職員について本条例において給与及び費用弁償について新たに制定しようとするものであります。

それでは、内容を説明させていただきます。

19ページをお願いいたします。

19ページには目次がございます。

第1章では総則を、第2章ではフルタイム会計年度任用職員の給与について、第3章ではパートタイム会計年度任用職員の給与について、第4章ではパートタイム会計年度任用職員の費用弁償について、第5章は雑則となっております。

第1条は趣旨で、地方自治法及び地方公務員法に基づき本条例を制定する旨の規定となっております。

第2条は定義で、第1項ではフルタイム会計年度任用職員について定めており、常時勤務を要する職員と1週間当たりの通常の勤務時間が同一の勤務時間である職員としております。

なお、現時点におきましてはこのような職員は存在しませんが、将来雇用する可能性を考慮して規定をしております。

第2項ではパートタイム会計年度任用職員について定めており、第1項に掲げる職員より短い勤務時間である職員としております。現在、紀北町で雇用しております嘱託職員、臨時職員については、来年度からはパートタイム会計年度任用職員にあたるということになります。

第3条は会計年度任用職員の給与について、フルタイム会計年度任用職員は一般の職員と同様に給料、地域手当、通勤手当、時間外勤務手当などの手当を、パートタイム会計年度任用職員は報酬及び期末手当を規定しております。

第4条はフルタイム会計年度任用職員の給料についての規定で、第1項では行政職給料表（別表第1）を、第2項では現業職給料表（別表第2）としております。

第5条から第17条まではフルタイム会計年度任用職員についての規定で、第5条は職務の級について、職務の内容及び給料表に定める級を別表第3に定めたものでございます。

第6条は号給で、規則で定めるとしております。

第7条は給料の支給で、紀北町一般職の職員の給与に関する条例以下「給与条例」と申しますけれども、それを準用しようとするものでございます。

第8条は地域手当を、第9条は通勤手当を、第10条は時間外勤務手当を、第11条は休日勤務手当を、第12条は夜間勤務手当を、第13条は宿日直手当を、第14条は期末手当を、第15条は特殊勤務手当を規定したもので基本的な部分は給与条例を準用することとしております。

なお、第14条の期末手当について、任期の定めが6月に満たない職員及び6月に勤勉手

当を支給される場合の規定で、前会計年度から引き続いて勤務するものについては、前年度の期間を含め6月がある場合は期末手当の支給対象とする旨を規定しております。

第16条は勤務1時間当たりの給与額の算出方法について規定したもので、給与条例を準用することとしています。

第17条は給与の減額について、勤務を要する日に勤務をしない1時間当たりの給与の減額について定めたものです。

第18条から第29条はパートタイム会計年度任用職員についての規定で、第18条は報酬について定めたもので、パートタイム会計年度任用職員は報酬となります。

第1項は月額として支給する場合についての規定で、フルタイム会計年度任用職員の職務内容と照らして定めた額に勤務時間に応じた割合を乗じたものとしています。

第2項は日額で報酬を定める場合についての規定を、第3項は時間額で報酬を定める場合について、第4項では、これによりがたい場合については別に定めるとしています。

第19条は特殊勤務に係る報酬についての規定したものでございます。

第20条は時間外勤務について規定したもので、時間外勤務に係る報酬を支給するとしています。

第21条は休日勤務に係る報酬を、第22条は夜間勤務を、第23条は宿日直勤務に係る報酬を、第24条は期末手当についてそれぞれ定めたものでございます。

なお、期末手当について、任期の定めが6月に満たない職員で、及び6月に支給する場合についてはフルタイム会計年度任用職員同様に扱うこととしております。

第25条は報酬の支給について定めたもので、第1項では、計算期間を月の1日から末日としています。

第2項は日額又は時間額の場合、その実績に応じて、第3項は月額の場合について定めたもので、第4項では月の途中で退職した場合等については日割りにより計算するとしています。

第26条は勤務1時間当たりの報酬額について定めたもので、第18条において計算した額を基準として定めるものです。

第27条は報酬の減額について、勤務を要する日に勤務をしない1時間当たりの報酬の減額について定めたものです。

第28条は、通勤に係る費用弁償についての規定で、フルタイム会計年度任用職員については、通勤手当として規定していますが、パートタイム会計年度任用職員については費用

弁償として支給する旨を規定しております。

第29条は公務のための旅行に係る費用弁償についての規定で、パートタイム会計年度任用職員が公務のために旅行した場合の費用弁償について、紀北町職員等の旅費に関する条例に準じて費用弁償を支給する旨の規定でございます。

第30条は給与からの控除で、給与条例と同様に控除する旨を定めたものであります。

第31条は町長が特に必要と認める会計年度任用職員の給与について定めたもので、特殊な勤務に従事する職員の給与は、任命権者が別に定めるとしてあります。

第32条では、休職期間中はいかなる給与も支給しない旨を規定しています。

第33条は規則への委任を定めたものです。

附則で、本条例は令和2年4月1日から施行するとしております。

以上が議案第63号の内容でございます。

濱田多実博総務課長

続きまして、議案第64号の内容を説明をさせていただきます。議案書の37ページをご覧ください。

議案第64号 紀北町議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の一部を改正する条例

紀北町議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例（平成17年紀北町条例第30号）の一部を別紙のとおり改正する。

令和元年12月10日提出

紀北町長 尾上壽一

提案理由

地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴い、本条例の一部を改正する必要性が生じたためであります。

会計年度任用職員制度が導入されることに伴い、新たに設けられる会計年度任用職員が給料を支給される場合もあることから、その部分は本条例の適用を受けることとなることとなりますので、その部分を追加しようとするものであります。

38ページをご覧ください。

第5条では補償基礎額について定めたもので、第5項に給与を支給される職員 法第2条第4項に規定する平均給与額の例により実施機関が町長と協議して定める額を追加しております。

附則といたしまして、施行期日を令和2年4月1日からとしています。

なお、経過措置といたしまして、追加された第5条第5号の規定は、この条例の施行日以降に発生した事故に起因する公務上の災害又は通勤による災害について適用するとしております。

以上が議案第64号の内容でございます。

濱田多実博総務課長

続きまして、議案第65号の内容につきまして、説明をさせていただきます。

議案書の40ページをご覧ください。

議案第65号 紀北町一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

紀北町一般職の職員の給与に関する条例（平成17年紀北町条例第42号）の一部を別紙のとおり改正する。

令和元年12月10日提出

紀北町長 尾上壽一

提案理由

人事院勧告等に伴い、一般職の職員の給与を見直すことから、本条例の一部を改正する必要が生じたためであります。

それではまず、令和元年の人事院勧告の内容につきまして、要点を説明させていただきます。

まず1点目は、民間給与との格差を埋めるため、初任給の給料月額を大卒者で1,500円、高卒者で2,000円引上げ、30歳半ばまでの若年層についても200円から1,500円程度引き上げるもので、民間との格差を埋めるため平均改定率で0.1%の改定となります。

あわせて、住居手当についての改定を行うものでございます。

2点目は、一般職の職員の勤勉手当の支給率を0.05月分引上げ、期末勤勉合わせ年間の支給率を4.45月分から4.5月分に改定するものであります。

41ページから46ページは、改正文でございます。

改正内容につきましては、47ページからの新旧対照表で説明させていただきます。

今回の改正では、施行日の関係で、2条だてとしております。

まず、1条関係であります。47ページの第21条は、勤務1時間当たりの給与額の算出方法について、本来地域手当を含めて計算するものであることからその部分を追加するものであります。紀北町での勤務につきましては地域手当の支給はありませんでしたが、三

重県後期高齢者医療広域連合に派遣した職員に対する時間外勤務手当を支給するにあたり、必要が生じたものであります。

第28条第2項、第1号の勤勉手当について、旧条例では6月、12月に支給する勤勉手当の率をいずれも100分の92.5としていたものを新条例では、12月分に支給する場合を100分の5増額し、100分の97.5とするものであります。

続きまして、別表第1（第4条関係）の改正であります。行政職給料表であります。48ページから51ページが改正後の給料表で、52ページから55ページが改正前の給料表であります。この給料表は、国家公務員の給料表に準じたものであり、30歳半ばまでの若年層に適用される号給のみの改定となっております。

56ページをご覧ください。

第2条関係であります。

第15条は住居手当を支給する場合で、第1項第1号はこれまでは1万2,000円を超える家賃を対象としておりましたが、今回の改正により1万6,000円を超える職員に対して支給することとしております。

第2号は、単身赴任手当を支給される職員に対する場合で、同様に金額を定めています。

第2項は字句の整理と、第1号（ア）では1万6,000円を超え2万7,000円以下の家賃を支払った場合の住居手当の月額を定めるもので、それぞれ1万6,000円を控除した額で100円未満の端数を切り捨てた額を支給するとしています。

第2号（イ）では、家賃月額から2万7,000円を超える家賃を支払った場合の住居手当の月額を定めるもので、1万1,000円に2万7,000円を超えた金額の2分の1を加えた額とし、支給の上限を1,000円増額し2万8,000円とするものであります。

第28条第2項第1号は、勤勉手当で、先の第1条関係の勤勉手当の支給割合が6月と12月で相違していたものを同じ100分の95に統一するものであります。

ここで恐れ入りますが、45ページにお戻りください。今回改正に係る附則の追加であります。

附則第1条は施行期日等を定めたもので、1項では第1条関係は公布の日から施行し、第2条及び附則第3条の規定は、令和2年4月1日から施行しようとするものであります。

同条第2項で、第1条関係の改正部分については、平成31年4月1日から適用し、第28条第2項の期末手当の改定に限り令和元年12月1日から適用するものであります。

第2条は、給与の内払を定めたもので、第1条関係で改正された条例の施行前に支給され

た給与は、改正後の条例の内払いとみなすとするもので、改正後の条例に基づく給与との差額については、別途、支給するものであります。

第3条では、住居手当に関する経過措置を定めたもので、改正前の条例で2,000円を超えて住居手当を支給されていた職員について激変緩和のための経過措置について定めたもので、第1項、第2項はともに支払う住居手当が2,000円を超える職員については、旧手当額から2,000円を控除した額を、令和3年3月31日までは支払うというものであります。

第4条は、本条例の施行に関し必要な事項は、規則で定めるとしております。

以上が議案第65条の内容でございます。

濱田多実博総務課長

続きまして、議案第66号の内容につきまして、説明をさせていただきます。

議案書の58ページをご覧ください。

議案第66号 紀北町現業職員の給与の種類及び基準を定める条例の一部を改正する条例
紀北町現業職員の給与の種類及び基準を定める条例（平成17年紀北町条例第43号）の一部を別紙のとおり改正する。

令和元年12月10日提出

紀北町長 尾上壽一

提案理由

人事院勧告に伴い、現業職員の給与を見直すことから、本条例の一部を改正する必要性が生じたためであります。

本条例の改正は、人事院勧告に基づき現業職給料表を改正するものであります。

改正の内容は、議案第65号と同様に現業職員について、若年層の給料月額を200円から2,000円引き上げるものでございます。

59ページから63ページは改正文で、63ページの附則によりまして、この条例は公布の日から施行し、平成31年4月1日から適用するものであります。

64ページから68ページは改正後の給料表、69ページから72ページが改正前の給料表となっております。

以上で、説明を終わらせていただきます。

ご審議のうえ、ご可決賜りますようお願い申し上げます。

平野隆久議長

次に、議案第67号の説明を求めます。

上野農林水産課長。

上野和彦農林水産課長

皆さん、おはようございます。

それでは、議案第67号 紀北町和具の浜海水浴場条例の一部を改正する条例について、ご説明させていただきます。

議案書の73ページをお願いいたします。

議案第67号 紀北町和具の浜海水浴場条例の一部を改正する条例

紀北町和具の浜海水浴場条例（平成17年紀北町条例第113号）の一部を別紙のとおり改正する。

令和元年12月10日提出

紀北町長 尾上壽一

提案理由

和具の浜海水浴場において、地方自治法第244条の2第3項に定める指定管理者に施設の管理を行わせる項目を追加することに伴い、本条例の一部を改正する必要があるためでございます。

本条例につきましては、和具の浜海水浴場を管理するために必要な事項を定めたもので、現在、本条例に基づき、管理は町が直接行っており、海水浴場の運営は地元地域の協力を得て業務を委託しております。

今回の改正は、町の直接管理に加え、指定管理者に施設の管理を行わせる項目を追加し、指定管理制度による管理を行うことができるようにするためのものでございます。

74ページから76ページは、本条例の改正文でございます。

改正内容につきましては、77ページからの新旧対照表でご説明いたします。

77ページをご覧ください。左側が新条例、右側が旧条例でございます。

第1条は、本条例において、施設の管理を明確にするため施設の設置を条文に追加する改正であります。

第2条は、管理する対象物を明確にするため、海水浴場の名称を海水浴場施設に改正するものであります。

第3条は、海水浴場の開設期間を7月1日から8月31日の間において、町長が別に定めるとする条項を定めるもので、旧条例では別表の備考に7月の第1土曜日から9月末日と示されていたものを改正し条項として追加するものであります。

なお、本年度におきましては、7月の第1土曜日に海開きを行い8月31日まで海水浴場を開設しておりました。

第4条は、第1項では、催しなどで施設を使用する場合、これまでの届出から許可に変更し、より慎重で適切な管理を行うとするもので、第2項では、海水浴開設期間以外の使用許可について定めるものであります。

第5条は、使用許可について、取り消し又は利用の停止を命ずることができることを定めるものであります。

第6条は、改正前の第5条からの条ずれでございます。

第7条及び8条は、改正前の6条及び7条では、駐車場の料金を利用料としていましたが、これを使用料に改正するものであります。

改正後の条例では、使用料と利用料を使い分ける必要が生じることによることから、文言の整理を行ったことによるものであります。

なお、その使用料は別表1で1,000円と定めております。

78ページをお願いいたします。

第9条から第14条までは新たな条項の追加でございます。

第9条は、施設等を使用した者に対し、現状回復の義務について定めるものであります。

第10条は、施設等に、故意または過失により損害等が発生した場合の損害賠償及びその免除について定めるものでございます。

第11条は、第1項では、施設管理を指定管理者に行わせることができることを定め、第2項では、施設の管理を指定管理者が行う場合には、第4条の使用許可、第5条の取り消し等、第6条の行為の制限、第8条の使用料の減免を町長に代わって指定管理者ができることを定めたものであります。

第12条は、指定管理を行わせる場合の指定管理者の業務を第1号から第4号に定めるものであります。

第13条は、指定管理者に対し、本条例や規則の定めに従い、海水浴場の適正な管理を行わなければならないことを定めるものであります。

79ページをお願いいたします。

第14条は、指定管理者が扱う利用料金について定めるもので、第1項では、町長が認めれば、指定管理者は、駐車場の使用料に替えて、利用料を徴収することができるとし、第2項では、その利用料を前納とし、後納の場合は町長への事前協議を要するとしておりま

す。第3項では、駐車場の利用料の料金は、事前に町長の承認を得て1,000円以内の金額で定めるとし、第4項では、その利用料金は指定管理者の収入とすることを定めています。

さらに、第5項では、減免や免除について、第6項では、町長への事前協議による利用料の還付について定めています。

第18条は、施行に必要な事項の規則への委任を定める改正であります。

別表第1は第7条に定める使用料の料金を1,000円に、別表第2は第14条に定める利用料を1,000円以内とするものであります。

ここで恐れ入りますが、ページをお戻りいただいて、76ページをお願いいたします。

本条例は、附則により公布の日から施行するとしております。

以上で議案第67号の説明を終わらせていただきます。

どうぞよろしくをお願いいたします

平野隆久議長

ここで45分まで、暫時休憩といたします。

(午前 10時 30分)

平野隆久議長

休憩前に引き続き会議を開きます。

(午前 10時 45分)

平野隆久議長

それでは、次に議案第68号の説明を求めます。

水谷財政課長。

水谷法夫財政課長

それでは、議案第68号 令和元年度紀北町一般会計補正予算（第4号）の内容につきまして説明させていただきます。予算書の1ページをご覧ください。

令和元年度紀北町一般会計補正予算（第4号）

令和元年度紀北町の一般会計補正予算（第4号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ300万9,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ117億3,481万円とする。

第2項 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

（地方債の補正）

第2条 地方債の変更は、「第2表 地方債補正」による。

令和元年12月10日提出

紀北町長 尾上壽一

それでは5ページをご覧ください。

第2表は、地方債補正であります。限度額を過疎対策事業債は80万円減額し、4億2,990万円に、臨時財政対策債は、発行可能額の決定により6,725万円減額し、1億9,075万円に変更しようとするものでございます。

続きまして、補正予算の内容につきましては、予算に関する説明書で、歳入から説明させていただきます。

8ページをご覧ください。

第8款、第1項、第1目ともに地方特例交付金、426万5,000円の増額は、交付額の決定に伴うものでございます。

第9款、第1項、第1目ともに地方交付税、2億2,643万8,000円の増額は、普通交付税の交付額の決定によるものでございます。

第13款・国庫支出金、第2項・国庫補助金、第1目・総務費補助金37万6,000円の増額は、個人番号カード普及促進のための事務費補助金を新たに計上するものでございます。

第3目・衛生費補助金49万7,000円の増額は、母子保健情報連携システム改修のための補助金を計上するものでございます。

9ページをご覧ください。

第14款・県支出金、第2項・県補助金、第1目・総務費補助金75万円の増額は、移住支援のための補助金を新たに計上するものでございます。

第4目・農林水産業費補助金410万4,000円の増額は、農用地利用集積特別対策事業費補助金の170万4,000円の増額と、漂着物の処理に係る三重県海岸漂着物等対策事業補助

金 240 万円を新たに計上するものでございます。

第 3 項・委託金、第 4 目・農林水産業費委託金 57 万 8,000 円の増額は、和具の浜修繕に係る海岸維持修繕事業委託金の増額によるものでございます。

10 ページをご覧ください。

第 17 款・繰入金、第 1 項・基金繰入金、第 1 目・財政調整基金繰入金 1 億 8,747 万 3,000 円の減額は、繰入金の一部を財政調整基金に戻し入れするものでございます。

第 19 款・諸収入、第 5 項、第 6 目ともに雑入、2,152 万 4,000 円の増額は、10 月 18 日の豪雨による避難勧告の発令などに伴い、時間外勤務手当などの経費に対して支払われる災害対策費用保険金 326 万 1,000 円と 2 名の消防団員福祉共済遺族援護金 200 万円を第 5 節・保険金に新たに計上するものでございます。

第 6 節の雑入では、新交通システム実証実験の運賃 21 万 1,000 円、紀北広域連合負担金の前年度精算金 1,157 万 2,000 円、特定危険空き家解体の行政代執行に伴う徴収金 448 万円を新たに計上するものでございます。

11 ページをご覧ください。

第 20 款及び第 1 項ともに町債、第 7 目・消防債 80 万円の減額は、救急車購入費の確定によるものでございます。

第 10 目・臨時財政対策債 6,725 万円の減額は、発行可能額の決定によるものでございます。

次に、歳出予算を説明させていただきます。

12 ページをご覧ください。

第 1 款、第 1 項、第 1 目ともに議会費は、87 万 7,000 円を増額し、1 億 671 万 9,000 円とするものでありますが、給与改定や共済組合負担率の確定などによる職員人件費の精査によるものでございます。

なお、今回の職員人件費の補正による増減内容につきましては、他の科目におきましても、給与改定及び人事異動による組み替えや共済組合負担率の確定などによる職員人件費の精査でございますので、詳細は最後に給与費明細書で説明させていただきます。

13 ページをご覧ください。

第 2 款・総務費、第 1 項・総務管理費、第 1 目・一般管理費は、1,635 万 8,000 円を減額し、6 億 1,952 万 8,000 円とするものでありますが、特別職や職員の人件費及び嘱託職員等賃金の精査によるものと、マイナンバーカード普及事業 38 万 9,000 円の増額は、普及の

ための休日受付に係る時間外勤務手当などでございます。

14 ページをご覧ください。

第3目・財政管理費は、169万1,000円を増額し、587万1,000円とするものでありますが、地方自治法施行規則の改正による財務会計システムの改修費などでございます。

第6目・企画費は、352万8,000円を増額し、1億4,298万6,000円とするものでありますが、地方バス運行対策事業は、新交通システムの実証実験に係る賃金等252万8,000円と、移住・定住・交流促進事業は移住促進事業補助金1名分100万円でございます。

15 ページをご覧ください。

第10目・生活安全推進費は、448万円を増額し、828万3,000円とするものでありますが、特定危険空き家の行政代執行による解体工事費でございます。

16 ページをご覧ください。

第2項・徴税費、第1目・税務総務費は、46万1,000円を減額し、8,661万8,000円とするものでありますが、職員人件費の精査によるものでございます。

17 ページをご覧ください。

第3項及び第1目ともに戸籍住民基本台帳費は、140万1,000円を増額し、7,091万8,000円とするものでありますが、職員人件費の精査によるものでございます。

18 ページをご覧ください。

第4項・選挙費、第1目・選挙管理委員会費は、22万8,000円を増額し、856万円とするものでありますが、職員人件費の精査によるものでございます。

19 ページをご覧ください。

第3款・民生費、第1項・社会福祉費、第1目・社会福祉総務費は、366万7,000円を減額し、8億928万3,000円とするものでありますが、職員人件費及び嘱託職員等賃金の精査によるものの他、国民健康保険事業特別会計繰出金63万9,000円の増額は、職員給与費の精査に伴う増額、紀北広域連合運営事業118万4,000円の増額は、新天皇即位に伴う休日の増による支援費収入の減収などによるものでございます。

第4目・国民年金事務費は、708万1,000円を増額し、2,327万円とするものでありますが、職員人件費の精査によるものでございます。

21 ページをご覧ください。

第2項・老人福祉費、第1目・老人福祉総務費は、229万8,000円を増額し、5億1,275万4,000円とするものでありますが、老人福祉センター管理事業19万8,000円の増額は、

10月18日の豪雨による入口の修繕費、地域支援の任意事業24万5,000円の増額は前年度の返還金、後期高齢者医療特別会計繰出金3万円の増額は職員給与費の精査、地域支援の生活支援体制整備事業182万5,000円の増額は、前年度の返還金でございます。

第2目・養護老人ホーム費は、738万1,000円を減額し、9,113万6,000円とするものがありますが、職員人件費及び嘱託職員等賃金の精査と老人ホーム管理運営事業277万3,000円の増額は、嘱託職員の精査と利用者支援補助委託費でございます。

23ページをご覧ください。

第4款・衛生費、第1項・保健衛生費、第1目・保健衛生総務費250万9,000円を増額し、1億4,742万1,000円とするものがありますが、地域保健及び環境管理関係の職員人件費の精査によるものがございます。

第2目・予防費138万円を増額し、7,515万1,000円とするものがありますが、母子保健情報連携システムの改修費でございます。

第3目・環境衛生費22万1,000円を増額し、4,633万1,000円とするものがありますが、中桐地区墓地整備費の助成金でございます。

24ページをご覧ください。

第2項・清掃費、第1目・清掃総務費は、2万2,000円を増額し、1億7,414万3,000円とするものがありますが、職員人件費と嘱託職員等賃金の精査によるものがございます。

25ページをご覧ください。

第5款・農林水産業費、第1項・農業費、第1目・農業委員会費は、10万1,000円を増額し、783万8,000円とするものがありますが、職員人件費の精査によるものがございます。

第2目・農業総務費は、98万8,000円を増額し、5,635万1,000円とするものがありますが、職員人件費及び嘱託職員等賃金の精査によるものと、農政総合企画事業170万4,000円の増額は、中里地区の農業者への機構集積協力金でございます。

26ページをご覧ください。

第5目・農地費は69万8,000円を増額し、5,063万1,000円とするものがありますが、和具の浜の指定管理選考委員の報償費と海浜の修繕費でございます。

27ページをご覧ください。

第2項・林業費、第1目・林業総務費は7,000円を減額し、4,282万6,000円とするものがありますが、職員人件費の精査によるものがございます。

第4目・町有林造成費は、2万7,000円を増額し、6,846万3,000円とするものであります。

すが、職員人件費の精査によるものでございます。

28 ページをご覧ください。

第3項・水産業費、第1目・水産業総務費は6万6,000円を減額し、2,179万4,000円とするものでありますが、職員人件費の精査によるものでございます。

第3目・漁港管理費は557万2,000円を増額し、6億3,004万円とするものでありますが、台風等による漁港の漂着ごみの処理費でございます。

29 ページをご覧ください。

第6款及び第1項ともに商工費、第1目・商工総務費は、2万2,000円を増額し、6,283万2,000円とするものでありますが、職員人件費の精査と商工指導育成及び計量関係事業8万7,000円を増額は南三重地域就労対策協議会の負担金の増額でございます。

第2目・商工業振興費は、32万7,000円を増額し、4,425万8,000円とするものでありますが、道の駅マンボウ管理事業20万1,000円を増額は、特定建築物建築設備点検委託料、地域振興施設運営管理事業12万6,000円を増額は、電気自動車充電器設置維持権利金の誤納付による返還金でございます。

30 ページをご覧ください。

第7款・土木費、第1項・土木管理費、第1目・土木総務費は、464万1,000円を増額し、9,710万4,000円とするものでありますが、職員人件費の精査によるものでございます。

31 ページをご覧ください。

第2項・道路橋りょう費、第1目・道路橋りょう総務費は、2万円を増額し、714万5,000円とするものでありますが、職員人件費の精査によるものでございます。

32 ページをご覧ください。

第5項・都市計画費、第1目・都市計画総務費は13万5,000円を増額し、645万1,000円とするものでありますが、職員人件費の精査によるものでございます。

33 ページをご覧ください。

第6項・住宅費、第1目・住宅管理費は324万5,000円を増額し、4,159万6,000円とするものでありますが、町営住宅の修繕費でございます。

34 ページをご覧ください。

第8款及び第1項ともに消防費、第1目・常備消防費は、1,165万2,000円を減額し、4億4,832万3,000円とするものでありますが、三重紀北消防組合の前年度繰越金の計上と職員人件費の精査などによる組合負担金の減額によるものでございます。

第2目・非常備消防費は、200万円を増額し、4,215万5,000円とするものでありますが、消防団員2名の福祉共済遺族援護金でございます。

第5目・災害対策費は、353万5,000円を増額し、4億3,125万8,000円とするものでありますが、台風及び大雨警戒に係る職員時間外勤務手当などがございます。

35ページをご覧ください。

第9款・教育費、第1項・教育総務費、第2目・事務局費は、934万5,000円を増額し、8,857万4,000円とするものでありますが、特別職や職員の人件費の精査によるものでございます。

36ページをご覧ください。

第2項・小学校費、第1目・学校管理費は592万2,000円を増額し、1億5,270万3,000円とするものでありますが、嘱託職員等賃金の精査によるものと、小学校校舎等施設営繕事業579万2,000円の増額は、東小学校屋内運動場の設計・監理費及び補強工事費でございます。

37ページをご覧ください。

第3項・中学校費、第1目・学校管理費は、13万1,000円を増額し、6,194万9,000円とするものでありますが、嘱託職員等賃金の精査によるものでございます。

38ページをご覧ください。

第4項及び第1目ともに幼稚園費は、1,075万3,000円を減額し、4,820万9,000円とするもので、職員人件費及び嘱託職員等賃金の精査によるものと、幼稚園管理運営事業32万3,000円の増額は電気・水道代でございます。

39ページをご覧ください。

第5項・社会教育費、第1目・社会教育総務費は181万8,000円を増額し、1億4,667万2,000円とするものでありますが、職員人件費及び嘱託職員等賃金の精査によるものでございます。

40ページをご覧ください。

第6項・保健体育費、第2目・給食施設費は、12万7,000円を増額し、6億3,500万8,000円とするものでありますが、職員人件費の精査によるものと、紀伊長島地区学校給食センター整備事業52万2,000円の増額は竣工式の経費でございます。

41ページをご覧ください。

第11款及び第1項ともに公債費、第1目・元金は90万2,000円を増額し、12億6,945

万 2,000 円とするものでありますが、長期債借入金償還金の利率見直しに伴う元金償還額の増額によるものでございます。

第 2 目・利子は 1,191 万 8,000 円を減額し、5,709 万 5,000 円とするものでありますが、長期債借入金の利率見直し及び平成 30 年度起債の借入額の決定に伴う償還利子の精査等による減額でございます。

42 ページからは、地方債の現在高見込みに関する調書でございますが、43 ページの合計欄をご覧ください。

前年度末現在高は 121 億 1,639 万 8,000 円であり、当該年度中の起債見込額は、今回の補正分 6,805 万円の減額により 28 億 3,595 万円となり、当該年度中の元金償還見込額については、今回の 90 万 2,000 円の増額により、12 億 6,945 万 2,000 円となることから、当該年度末現在高見込額は 136 億 8,289 万 6,000 円となる見込みでございます。

44 ページをご覧ください。

給与費明細書でございますが、1 の特別職につきましては、長等で新教育長就任に伴う期末手当 82 万 1,000 円の減額と、共済費の実績見込みにより、112 万円を増額し、補正後の総額としましては、1 億 4,871 万円となります。

45 ページをご覧ください。

2 の一般職 175 名分につきましては、給料 262 万 4,000 円の減額、職員手当 1,106 万 5,000 円の増額、共済費が 59 万 5,000 円の増額により、合計では 903 万 6,000 円の増額となり、補正後の総額といたしましては 12 億 5,131 万 3,000 円となります。

46 ページをご覧ください。

増減額の明細であります。給料 262 万 4,000 円の減額は、給与改定による増額が 96 万 7,000 円、職員 1 名の退職及び人事異動等による減額が 359 万 1,000 円となります。

職員手当 1,106 万 5,000 円の増額は、勤勉手当の支給月数を 0.05 引き上げたことなどから、給与改定による増額が 339 万 2,000 円、職員 1 名の退職及び人事異動等による減額が 66 万 7,000 円、その他災害対策等による増額は災害対応時間外勤務手当などで 834 万円となります。

47 ページ以降につきましては、給料及び職員手当の状況等について記載したものでございます。

以上で、議案第 68 号 令和元年度紀北町一般会計補正予算（第 4 号）の説明を終わらせていただきます。

どうぞよろしくお願いいいたします。

平野隆久議長

次に、議案第69号及び議案第70号の説明を求めます。

上村住民課長。

上村毅住民課長

それでは議案第69号 令和元年度紀北町国民健康保険事業特別会計補正予算（第2号）の内容につきまして、説明させていただきます。

予算書の1ページをご覧ください。

令和元年度紀北町国民健康保険事業特別会計補正予算（第2号）

令和元年度紀北町の国民健康保険事業特別会計補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ265万8,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ21億2,957万1,000円とする。

第2項 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

令和元年12月10日提出

紀北町長 尾上壽一

内容につきましては、予算に関する説明書に基づき、歳入から説明させていただきますので、6ページをお願いいたします。

第5款・繰入金、第1項・他会計繰入金、第1目・一般会計繰入金63万9,000円の増額は、給与改定や共済組合負担率の確定などに伴い、職員4名分の人件費の精査に伴い、一般会計から繰り入れるものでございます。

第5款・繰入金、第2項、第1目ともに積立基金繰入金201万9,000円の増額は、財政調整のため、国民健康保険財政調整基金からの繰り入れにより、歳入に充てるものでございます。

続きまして、歳出の説明をさせていただきます。

7ページをお願いいたします。

第1款・総務費、第1項・総務管理費、第1目・一般管理費265万8,000円の増額は、歳入でご説明させていただきましたとおり、職員4名分の人件費について増額させていた

だく 63 万 9,000 円と、一般事務事業の被保険者特定に伴う、システムの改修費 201 万 9,000 円の増額でございます。

以上で、議案第 69 号 令和元年度紀北町国民健康保険事業特別会計補正予算（第 2 号）の説明を終わります。

上村毅住民課長

続きまして、議案第 70 号の令和元年度紀北町後期高齢者医療特別会計補正予算（第 2 号）の内容につきまして、説明させていただきます。

予算書の 1 ページをご覧ください。

令和元年度紀北町後期高齢者医療特別会計補正予算（第 2 号）

令和元年度紀北町の後期高齢者医療特別会計補正予算（第 2 号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第 1 条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 3 万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 5 億 7,525 万 3,000 円とする。

第 2 項 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表 歳入歳出予算補正」による。

令和元年 12 月 10 日提出

紀北町長 尾上壽一

内容につきましては、予算に関する説明書に基づき、歳入から説明をさせていただきますので、6 ページをお願いいたします。

第 4 款・繰入金、第 1 項・一般会計繰入金、第 1 目・事務費繰入金 3 万円の増額は、給与改定や共済組合負担率の確定などに伴い、職員 1 名分の人件費精査不足分を一般会計から繰り入れるものでございます。

続きまして、歳出を説明させていただきますので、7 ページをお願いいたします。

第 1 款・総務費、第 1 項・総務管理費、第 1 目・一般管理費 3 万円の増額につきましても、歳入でご説明させていただきましたとおり、職員 1 名分の人件費について、増額させていただくものでございます。

以上で、議案第 70 号 令和元年度紀北町後期高齢者医療特別会計補正予算（第 2 号）の説明を終わります。

どうぞ、よろしくをお願いいたします。

平野隆久議長

次に、議案第 71 号の説明を求めます。

中村福祉保健課長。

中村吉伸福祉保健課長

それでは、議案第 71 号 令和元年度紀北町介護サービス事業特別会計補正予算（第 2 号）について、ご説明申し上げます。

予算書の 1 ページをお願いいたします。

令和元年度 紀北町介護サービス事業特別会計補正予算（第 2 号）

令和元年度紀北町の介護サービス事業特別会計補正予算（第 2 号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第 1 条 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表 歳入歳出予算補正」による。

令和元年 12 月 10 日提出

紀北町長 尾上壽一

予算総額の増減はございませんが、歳出予算の組み替えを行うものでございます。内容につきましては、予算に関する説明書に基づき、ご説明させていただきます。

それでは、歳出予算についてご説明いたします。

4 ページをお願いいたします。

第 1 款・総務費、第 1 項・施設管理費 第 1 目・一般管理費は、8,000 円を減額し、1 億 7,097 万 4,000 円とするものであります。

内容としまして、職員人件費の精査、人事院勧告及び共済組合負担率の改正等による増額と嘱託職員等賃金の実績見込みによる減額を行った結果、8,000 円の減額を行うものでございます。

6 ページをお願い致します。

第 3 款・基金積立金、第 1 項・基金積立金 第 1 目・紀北町指定介護老人福祉施設基金積立金は、8,000 円を増額し、1,098 万 4,000 円とするものであります。

内容としまして、職員人件費等で減額した 8,000 円を基金に積立するものでございます。

以上で説明を終わらせていただきます。

ご審議のほどよろしくをお願いいたします。

平野隆久議長

次に、議案第 72 号の説明を求めます。

上野水道課長。

上野隆志水道課長

それでは、議案第 72 号 令和元年度紀北町水道事業会計補正予算（第 1 号）について、ご説明いたします。

本補正予算につきましては、「令和」への改元後初めてのものでありますことから、改元に関する改正も記載させていただいておりますので、よろしくご願ひいたします。

それでは、予算書の 1 ページをお願いいたします。

令和元年度紀北町水道事業会計補正予算（第 1 号）

元号を改める政令（平成 31 年政令第 143 号）の施行に伴い、施行日以降は、「平成 31 年度紀北町水道事業会計予算」の名称を「令和元年度紀北町水道事業会計予算」とし、予算書における年度表記については、「平成 31 年度」を「令和元年度」と読み替えるものとし、「平成 32 年度」以降も同様とする。

（総則）

第 1 条 令和元年度紀北町水道事業会計の補正予算（第 1 号）は、次に定めるところによる。

（収益的支出）

第 2 条 令和元年度紀北町水道事業会計予算（以下「予算」という。）第 3 条に定めた収益的支出の予算額を次のとおり補正する。

第 1 款・水道事業費用の既決予定額 4 億 686 万 9,000 円に、補正予定額 356 万 6,000 円を増額し、計を 4 億 1,043 万 5,000 円に。

第 1 項 営業費用の既決予定額 3 億 6,746 万 9,000 円に、補正予定額 356 万 6,000 円を増額し、計を 3 億 7,103 万 5,000 円に補正するものでございます。

次に、（資本的収入及び支出）

第 3 条 予算第 4 条本文括弧書きを（資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額 1 億 4,918 万 4,000 円は、当年度分消費税資本的収支調整額 567 万 5,000 円、当年度分損益勘定留保資金 1 億 2,460 万 4,000 円、建設改良積立金 1,890 万 5,000 円で補てんするものとする。）に改め、資本的収入及び支出の予定額を、次のとおり補正する。

第 1 款 資本的収入の既決予定額 1 億 2,844 万 4,000 円に、補正予定額 3 万 4,000 円を

増額し、計を1億2,847万8,000円に。

第2項 補助金の既決予定額6,524万4,000円から、補正予定額366万6,000円を減額し、計を6,157万8,000円に補正するものでございます。

第3項 企業債の既決予定額6,120万円に、補正予定額370万円を増額し、計を6,490万円に補正するものでございます。

第1款 資本的支出の既決予定額2億7,761万5,000円に、補正予定額4万7,000円を増額し、計を2億7,766万2,000円に。

第1項 建設改良費の既決予定額1億4,651万3,000円に、補正予定額4万7,000円を増額し、計を1億4,656万円に補正するものでございます。

次に2ページをお願いします。

(企業債)

第4条 予算第5条に定めた起債の限度額を、次のとおり補正する。

起債の目的が、上水道建設改良資金にあてるためのものの、限度額につきまして、既決予定額6,120万円に、補正予定額370万円を増額し、計を6,490万円に改めるものでございます。

起債の方法、利率、償還の方法につきましては、記載のとおりでございます。

次に、(議会の議決を経なければ流用することのできない経費)

第5条 予算第8条中(1)職員給与費「8,002万9,000円」を「8,038万5,000円」に改める。

令和元年12月10日提出

紀北町長 尾上壽一

内容につきましては、予算書の18ページをお願いいたします。

令和元年度紀北町水道事業会計補正予算(第1号)実施計画説明書

収益的支出についてでございますが、第1款・水道事業費用、第1項・営業費用、第1目・原水及び浄水費に、322万1,000円を増額し、4,864万2,000円とするものでございます。これにつきましては、動力費の電気料金の増加に伴うものでございます。

第3目・総係費に34万5,000円を増額し、1億356万8,000円とするものでございます。

内容といたしましては、職員10名分にかかる「給料」に16万6,000円を増額、「手当等」から12万円を減額、「法定福利費」に26万8,000円、「厚生費」に1,000円、「会費負担金」に3万円を、それぞれ増額するものでございます。

これにつきましては、人事異動及び給与改定等に伴う補正でございます。

次に19ページをお願いいたします。

資本的収入についてでございますが、第1款・資本的収入、第2項・補助金、第1目・補助金から366万6,000円を減額し、6,157万8,000円に。

第3項・企業債、第1目・企業債に370万円を増額し、6,490万円とするものでございます。これにつきましては、電源立地交付金を活用した県補助金を予定しておりましたが、本年度、三重県が交付金の交付対象外となったことから、起債の借りに切り替えたものでございます。

資本的支出についてでございますが、第1款・資本的支出、第1項・建設改良費、第1目・上水道改良費に4万7,000円を増額し、1億1,069万2,000円とするものでございます。

主な内容といたしましては、職員1名分にかかる「手当等」に1万9,000円、「法定福利費」に2万8,000円を、それぞれ増額するものでございます。これにつきましても、人事異動及び給与改定等に伴う補正でございます。

以上で、議案第72号 令和元年度紀北町水道事業会計補正予算（第1号）の説明を終わらせていただきます。

ご審議のほどよろしくお願いいたします。

平野隆久議長

以上で、提案理由及び内容説明を終わります。

これから各議案に対する質疑に入りますが、質疑の回数は会議規則第55条の規定により、議長が宣告した議題について3回以内となっております。また、委員会での審査は十分できるので、自分が所属する委員会に付託される案件については大筋の質疑にとどめていただき、詳細は委員会で行っていただきますよう、ご配慮をお願いいたします。

それでは、これから各議案に対する質疑を行います。

日程第7

平野隆久議長

日程第7 議案第62号 地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備にする条例を議題といたします。

質疑を行います。

質疑される方はありませんか。

近澤チヅル君。

11番 近澤チヅル議員

それでは、議案第62号の質疑をさせていただきます。

提案理由の中にですね、会計年度任用職員制度が導入されることからとなっておりますが、これはどういう制度なのか詳しい説明と、どういう目的で導入されたのかお伺いします。

平野隆久議長

濱田総務課長。

濱田多実博総務課長

この制度ができた理由というのはですね、第63号の議案の中でも申し上げたとおりでございますが、少しお待ちください。地方公共団体における行政需要の多様化等に対しましてですね、公務の能率的かつ適正な運用を推進するために、地方公務員についてですね、会計年度任用職員の任用等に関する新たな規定を設けるということで、これまでの規定が少し曖昧な部分もあったということで、正式な形で位置づけようと、嘱託職員あるいは臨時職員ですね、ということの趣旨で今回これを制定させていただいたものでございます。

既存のですね、臨時職員あるいは嘱託職員等につきましてもですね、一定のものはございましたけれども、それを今回、条例という形で制定するというふうなことに伴うものでございます。以上でございます。

平野隆久議長

近澤チヅル君。

11番 近澤チヅル議員

新たに非正規の方がですね、嘱託職員の方などが条例化されるということで、一歩前進な改定だと思いますが、詳しくちょっと字句のところではわからないところがあったので、お伺いします。

10ページのですね、紀北町職員の分限に関する手続きというところなんですけど、この分限というところがよくわからないんですけど、詳しく具体的にこれ新たに入った部分だと思うんですけども、お願いしたいと思います。

そして、13ページもですね、育児休業に関しても、これはだいたいこの部分が正職員と同

じような休暇とかがあるんですが、これは除くということになっておりまして、正職員の方とどういうふうに違ってくるのか、具体的にお伺いしたいと思います。

そして、もう1点、これ語句なんですけども、15ページにですね、臨時職員の給与という定義のところがございますが、この臨時職員とは具体的に正職員の中の臨時職員だと思うんですけど、具体的にはどういう職員の方が該当されるのか、紀北町にもおられるのかどうかお伺いします。

平野隆久議長

濱田総務課長。

濱田多実博総務課長

まず分限のことにつきましてですけども、分限のものにつきましては、紀北町職員の分限に関する手続き及び効果に関する条例に定めておるものでございます。例えばですね、休職というふうなことの扱い、免職あるいは休職の手続きということでございますが、職員ですね、意思によらずに例えば精神的あるいは身体的なことで休むということになった場合については、休職という行為をさせるということがうたわれているものでございます。

そういったことに、今回、会計年度任用職員もですね、これに当てはめるようにしようというふうなことがございます。

それから、育児休業の部分につきましてはですね、基本的に会計年度任用職員については、育児休業という制度はこれの中ですね、例えば期末手当等の支給については、これはないですよということがございます。それにつきましてはですね、いわゆる社会保険の中ですね、保障がございますので、そちらで対応しましょうというふうなことがございます。

それから、臨時職員のことでございますけども、臨時職員はですね、基本的に一般の職員ですね、欠員が生じた場合に基本的にはそこに充てるために採用する職員ということでございます。現在ですね、嘱託職員等につきましては、その充てるためではなしに、別の目的で雇っておりますので、そういった職員は今のところございませんが、そういったことですね、もしそういったことになれば、臨時職員ということになります。

今回この改定につきましては、その中に会計年度任用職員については、別にですね、定めたということで、臨時職員はそういったものということで、残るといふ形の解釈をしていただければと思います。以上でございます。

平野隆久議長

ほかに質疑される方はありませんか。

(発言する者なし)

平野隆久議長

以上で質疑を終わります。

日程第 8

平野隆久議長

次に、日程第 8 議案第63号 紀北町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例を議題といたします。

質疑を行います。

質疑される方はありませんか。

近澤チヅル君。

11番 近澤チヅル議員

63号ですね、お伺いします。今回、今まで規則で嘱託職員などの給与体系が決められていたのが、条例化されたということで一歩前進したなという思いであります。その中でお伺いします。

フルタイムの会計年度任用職員は、紀北町にはいないという説明で、将来的に雇う可能性があるのですが、そういうことも含めて条例で定めたということですが、将来的にはどのようなフルタイムの方が想定されるのか、採用は別としても、どういうことを想定されて説明されたのかお伺いします。

もう1点ですね、パートタイムの皆さんがほとんどだと思えますけれども、紀北町の場合は、正規職員が7時間45分の勤務のところを7時間30分、15分違うのだと思いますが、それで正しいのかどうかですね、パートタイム職員とフルタイム会計年度任用職員の給与のところの違いが、働く時間が15分違うという、そういう確認でいいのかどうかお伺いします。

平野隆久議長

濱田総務課長。

濱田多実博総務課長

まずフルタイム会計年度任用職員の想定ということなんですけども、いわゆるですね、保育士さんであるとか、他の市町においてはですね、そういった方々がおります。紀北町には今のところございませんけども、そういった方々についてはですね、一般の職員と同等のですね、働き方をしないとなかなか回していけないという現状があるようでございますので、そういったことを想定した上で、このフルタイム会計年度任用職員が創設されてですね、他の市町においても、そういった事例については、フルタイムの会計年度任用職員を配置するというふうに聞いておりますので、そういうことかなと思います。

それから、時間が15分少ないということでございますが、現状を申し上げますと、事務補助という形でですね、ほとんどの方は来ていただいているという中ではですね、この15分については問題なしに、今のところ運用されておりますので、このままいくのかなというふうに、いくつもりでおります。以上でございます。

平野隆久議長

近澤チヅル君。

11番 近澤チヅル議員

フルタイムとはそういう部分というのがよくわかりました。パートタイムの方の15分は、紀北町ではですね、今までも嘱託職員の方が、このような仕事でされてましたので、そのまま移行されたのかなという思いですけれども、ちょっと会計年度任用職員のパートタイムの勤務時間についてというのでは、総務省はですね、都道府県の市町村担当課に7時間以上の勤務を想定している時間については、合理的な説明が困難と考えており、まずは7時間30分の制定は是正するよう求めていますというような情報もありますが、これらについて三重県からもですね、他の県ではですね、これにあたって、本来は7時間ぐらいが厳しくみていきたいところだが、まずは7時間30分の設定をしている団体については、是正していただきたい、そういうような文章で指導している県もあると聞いておりますが、三重県からはそういう指導がなかったのか、この件について紀北町でも真剣に考えて、今回提案していただいたのかどうかお伺いします。

そして、もう1点、このことに関しましてですが、今回、条例化されてですね、行政職の給料表と現業職の給料表が条例で定められて、今回、期末手当もですね、2.6カ月分、そして、もう今までは昇給もなかった部分が、10年間は昇給が制定されている給料表になっていると思うんですが、これらは評価にあたると思いますが、2.6、10年間昇給、ほかの町

も調べましたところ、いろいろあるんですけども、その根拠になったのはどういうところかというところとですね、もう1点ですね、フルタイムのところとあれするかもわかりませんが、31条の中に非正規の方が、町の仕事をやっている、31条ですね、職務の特殊性を考慮し町長が特に必要と認める会計年度任用職員の給料については、常勤の職員の給料との均衡及びその職務の特殊性を考慮し、任命権者が特に定めとなっておりますが、司書の方とか給食の方も紀北町のそのものを担っていただいている嘱託職員なんですけれども、この行政職のところでの31条に当てはめられているのかどうかお伺いします。

平野隆久議長

濱田総務課長。

濱田多実博総務課長

まずですね、県からの指導ということでございますけども、三重県からは特にこうしなさいという指導は、強い指導はございませんでした。他の市町を見ましてもですね、ほとんどがパートタイムが現状ということでございます。この2番目の質問にもあたりますけども、これをですね、フルタイムということにすればですね、かなりの財政負担が生じるということもございますので、現状、近澤議員がおっしゃられたようにですね、今回昇給を新たに設けるというふうなことで、これはあくまでもこの条例ではなしに、規則で定めさせていただきますので、現状はその中で運用していくということでございますが、国がそういうふうなことをやっておりますので、それに準じてですね、昇給についても考えていきたいと。

これについてはもちろん今後、予算をですね、みていただくということになりますので、これは来年度の話ということでもありますので、それを前提としてお認めいただければということで、仮定でお話させていただきますと、そういうことで国からの、国の制度に準じましてですね、昇給ということも考えさせていただくことにしております。

それから、期末手当につきましてもですね、これまで2.35ということで運用させていただいております。それにつきましては、再任用職員に準じてということで、させていただいておりましたけども、今回2.6という形でですね、一般の職員と同等の期末手当ということでの運用ということをさせていただきました。

そういうことでいろいろ考慮した結果ですね、今回のことにつながったということで、ご理解いただければと思います。基本的にはですね、そういうことで少なくとも現状よりも良い形で来年度予算が組めればなというふうにご考えておりますので、ご理解をいただき

たいと思います。

それから、31条につきましてのですね、これの該当する職員等につきましては、どういうことかということがございますけども、これにつきましては、例えばALTさんであるとかですね、そういった方については年収をですね、これぐらいでということ、そういった規定がございますので、そういった例えば交付税に算入された、その額に応じて町長が別に定めるということで、例えば年収をいくらということでの設定ということを考えておきまして、それに準じて各月の給料月額であるとか、あるいはボーナスについてはですね、その年収の中で考えるので、毎月支給するのではなしに、ボーナスとして支給するのではなしに、毎月の給料にそれを充てていくとかですね、そういった特殊的なやり方も考えていく必要があるということ、そういうことで31条は考えておりますので、給食員で働いている職員については、ここには該当しないというふうに考えておりますので、ご理解をお願いしたいと思います。以上でございます。

平野隆久議長

近澤チヅル君。

11番 近澤チヅル議員

図書の方も31条には、今、お答えの中にはなかったんですけど、同等だと理解してよろしいんですね。そしてですね、今回、行政職の給料表にあたる方は、どういう仕事の方なのか、現業職にあたる方はどういう仕事にあたる方なのか、最後にお伺いします。

平野隆久議長

濱田総務課長。

濱田多実博総務課長

行政職にあたる者といたしましてはですね、事務補助員等がそれにあたると思います。今の嘱託職員の中でですね、いわゆる本庁で勤務をされている方であるとかですね、あるいは看護師さん、それから管理栄養士さん、保健師さん等、学校教育アドバイザーさんとかですね、その辺りがそれにあたるかなということ考えております。

それから、現業職につきましては、代表的なものといたしましては、老人ホームで働いておられる方であるとかですね、あるいは町有林の作業員さんであるとか、学校給食の調理員さんとかですね、その辺りが現業職の給料表に該当するのかなというふうに考えております。以上でございます。

平野隆久議長

ほかに質疑される方はありませんか。

(発言する者なし)

平野隆久議長

以上で質疑を終わります。

日程第9

平野隆久議長

次に、日程第9 議案第64号 紀北町議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の一部を改正する条例を議題といたします。

質疑を行います。

質疑される方はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

平野隆久議長

以上で質疑を終わります。

日程第10

平野隆久議長

次に、日程第10 議案第65号 紀北町一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例を議題とします。

質疑を行います。

質疑される方はありませんか。

近澤チヅル君。

11番 近澤チヅル議員

今回も人事院勧告が発令されまして、100%実施だと理解しておりますが、初任給少し上がったんですけれども、30代半ばまでの方が200円から1,500円昇給されるということですが、紀北町では何人ぐらいの方が、全体の中で何%ぐらいの方がこれにあたられるのか、

ここにおられる課長の皆さんはあたらないと思うんですけども、何人ぐらいの方がこれにあたられるのかお伺いします。

平野隆久議長

濱田総務課長。

濱田多実博総務課長

今回のですね、改定によりまして対象となる職員が66名でございます。以上でございます。

平野隆久議長

近澤チヅル君。

11番 近澤チヅル議員

全体として、約200人の中の66名と理解してよろしいですか。何%かというのを、私はお尋ねしたのでお伺いします。そしてですね、何%かというのは、そうするとだいたい30何%の方だと思うんですけども、あと60何%の方が該当されないんですけども、町独自でとか、そういうお考えはなかったんでしょうか、お伺いします。

平野隆久議長

濱田総務課長。

濱田多実博総務課長

申し訳ございません。33%前後になると思います。申し訳ございませんでした。

それとですね、町独自で給料をというふうなお話でございますけども、この給料の改定につきましては、民間企業との差をですね、埋めるよというふうな趣旨でございますので、これをですね、町でどうかといいますと、やっぱりそれはちゃんと国で、そういった形で調査をした結果ということでございますので、それに準じて改定を行うというのが正しいやり方かなというふうに考えておりますので、今回そういう形でさせていただきます。

平野隆久議長

近澤チヅル君。

11番 近澤チヅル議員

大変消費税も上がってですね、大変な中ですけど、60何%の方は民間とあんまり差がないというふうに、人事院勧告のほうでは理解されたということになるかと思いますが、それでよろしいのかどうかというのと。

今回、ボーナスの部分についてもですね、0.05%で、期末手当ではなく勤勉手当に配分

されたわけなんですけれども、給料については遡って支給されるんですけれども、ボーナスは今回は現行は0.925のが、0.975になるという説明でしたが、今年から同じボーナスが6月と12月に差がないとなったものですから、ボーナスについても6月の分まで遡って支給されることになるのかどうかというのと。

同時にですね、人事院勧告の中ではですね、町長のボーナスについても決定はしているんですけども、ここ数年、知事のボーナスとか昇給については、新聞でも盛んに報道されておりましたが、町長は上げておりません。どういう決意でこれをご決断されているのか、最後にお伺いいたします。

平野隆久議長

濱田総務課長。

濱田多実博総務課長

勤勉手当の支給についてでございますけども、本条例でですね、決められておりますようにですね、昨年上がった際には、12月でいったん上げておいて、翌年度についてはそれぞれ分けて半分にしますというふうな形だと思いますけども、今回もまったく同じようなやり方をしておりますして、12月に支給する部分についてですね、0.05を上げまして、来年度からは0.025ずつに分けるということで、6月と12月が同じ率ということになるということでご理解いただければと思います。

それと、町長の期末手当につきましては、本来これまでですね、尾上町長がおられるまでの間については、それぞれ職員と同じような形でさせていただいておりましたが、町長からの強い申し出がございまして、据置ということで今回そういうような改定は行っておりませんのが現状でございます。以上でございます。

平野隆久議長

ほかに質疑される方はありません。

(「なし」と呼ぶ者あり)

平野隆久議長

以上で質疑を終わります。

平野隆久議長

次に、日程第11 議案第66号 紀北町現業職員の給与の種類及び基準を定める条例の一部を改正する条例を議題とします。

質疑を行います。

質疑される方はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

平野隆久議長

以上で質疑を終わります。

日程第12

平野隆久議長

次に、日程第12 議案第67号 紀北町和具の浜海水浴場条例の一部を改正する条例を議題とします。

質疑を行います。

質疑される方はありませんか。

柴田洋巳君。

3番 柴田洋巳議員

条例第4条ですね、届出制から許可制になった理由をお聞きしたいということが1点。

それから、この条例が改定条例ができることによって、今、和具の浜のトンネルのところにですね、ものすごい鉄条網みたいなのが張っているんですね。それがこの条例ができることによって、あの鉄条網が外されるのかどうか。その2点をお聞きします。

平野隆久議長

上野農林水産課長。

上野和彦農林水産課長

ただいまの柴田議員のご質問にお答えします。届出制を許可制という形にさせていただくのはですね、指定管理になった場合にですね、届出だけではなく、町のほうでですね、許可するかどうかの判断をすることによって、より適切な管理ができるのかなということで、許可制をとらせていただいております。

それから、トンネル出口につきましてはですね、安全管理上、それから防犯上も含めまして設置をしているものでございまして、この条例を改正することによってですね、門扉をなくすとかいうことは想定されておられません。以上でございます。

平野隆久議長

ほかに質疑される方は、ありませんか。

岡村哲雄君。

4番 岡村哲雄議員

4番岡村です。ちょっと質問が3点ほどあります、質疑ですね。1点目はですね、これ施設管理の期間ですけども、第3条では7月1日から8月31日までとなっております。例えば9月にですね、残暑があつて、あそこを使いたいという住民なり観光客があると思うんですけども、そういった場合は9月とか6月時点はどうなんでしょうか。門扉が開いてなおかつ職員が管理されるかどうか、それが1点ですね。

2点目ですけども、これは施設の管理だけですので目的は。例えば指定管理者になった場合に、浜でですね、和具の浜でなにか不当行為なんかあった時に、そういったところの指導とか助言とか、そういったことの管理といいますかね、和具の浜自体の管理は入っていないのでしょうか。以上、2点だけお願いします。

平野隆久議長

上野農林水産課長。

上野和彦農林水産課長

今回の和具の浜の海水浴場の利用期間の設定でございますけれども、9月等につきましては、やはり海水浴としての利用がやはり少ないということもございます。これまでの条例ではですね、9月末日までの期間で設定されておりましたけれども、現状8月いっぱいまでの利用でしか現在運用しておりませんので、今回、条例をそれに合わせていただいたということでございますけれども、9月と6月にもし海水浴ということでございますが、現在業務委託でですね、地区のほうにお願いしているのが、安全のための監視とかですね、そういうのも含めて委託をしておるんですけども、そちらのほうの経費につきましてはですね、9月、6月を含めてですね、町のほうから委託をするということは予算上難しいかなと考えておまして、あと町の職員のほうでですね、9月、6月その海水浴をする間をですね、管理するかということにつきましては、町の職員の負担等も考えてですね、考えてはおりません。

ただ指定管理になった場合にはですね、その辺は海水浴としてはですね、7月から8月いっぱいまでというふうに、この条例ではしておるんですが、それ以外の期間もですね、届けることによって利用できるような規定を今回設けておりますので、そちらにつきましては指定管理制度がもし導入された場合にはですね、柔軟な対応ができるのかなというふうに思っております。

それから、浜の管理につきましては、今回は施設管理ということで、バースハウスとですね、駐車場の管理を指定管理にするということですね、海水浴場の部分につきましては、現在業務委託をしております、これを指定管理者に委託する場合もですね、現在同じ権限でお願いするということになるのかなと思っておりますので、指定管理者のほうで、浜につきましては町のほうの県からの占用の中でですね、利用するという形になりますので、海水浴についての管理については現在と同様の内容になるかなと思っております。以上でございます。

平野隆久議長

岡村哲雄君。

4番 岡村哲雄議員

それではですね、今、7月から8月ということですけども、今、冬いきますと、今、前者議員が言われたように、あそこトンネルをぱっと閉めておるんですね、歩行者も通れないと、そういう状況になっておりますけども、これですと6月とか9月は開いておるんですか、管理しないということは。例えば届出で使えるということなんですけども、まさか海水浴客が届出することはたぶんないと思いますので、そういった時の使い勝手はどうなんでしょうか。

平野隆久議長

上野農林水産課長。

上野和彦農林水産課長

海水浴としての利用はですね、現在、6月以前とか9月以降についてはですね、今まで過去にはですね、9月に海水浴というのを利用していた時期もあるんですが、その海水浴の場合はですね、監視員の設置とかですね、さまざまな安全対策を施さないといけないということもございますので、現在行っておりません。

指定管理になった場合はですね、その辺の安全管理等をですね、行うことが可能であればですね、そこは指定管理者の判断になってくるかなとは思いますが、町としてはです

ね、海水浴としての期間は7月、8月、指定管理をする場合でもですね、お願いするということで、それに関する安全対策の費用等は町のほうで負担しないとイケないかなと思っておりますが、それ以外の期間についてですね、負担は想定しておりません。以上です。すいません。追加でございます。

平野隆久議長

上野農林水産課長。

上野和彦農林水産課長

あとですね、この和具の浜海水浴場の利用に関しましては、地元とのですね、調整を行ってですね、十分地元の意向を踏まえた中で行っております、7月、8月につきまして、それ以外の期間につきましてはですね、利用する際に門扉をですね、開けるということはですね、非常に地元として差し控えていただきたいというか、密漁等のですね、対策もございまして、門扉についてはですね、現状のまま取り扱いをしていきたいと考えております。以上でございます。

平野隆久議長

ほかに質疑される方はありませんか。

近澤チヅル君。

11番 近澤チヅル議員

前者の方もですね、どのような利益があるのかということで質疑もされていたと思うんですけども、第1条の見出しにはですね、和具の浜海水浴場を海水浴場施設に利用者の利便を図るために変えると書いてあるんですけども、先ほどの以外の利便性ということがあったらお願いしたいのと。

今まで町に島勝の方に、区に委託して、また有志の方に委託していたのが、今回、指定管理者制度を導入するわけですけれども、大きく利便性はもちろんだと思うんですが、この指定管理者にする大きな目的は、どのようなものなのでしょうかお伺いします。

平野隆久議長

上野農林水産課長。

上野和彦農林水産課長

和具の浜海水浴場につきましては、確かに地元の協力を得てですね、業務委託を行っておりますが、島勝が非常に高齢化が進んでおりまして、この業務委託自体がですね、非常に厳しい状況になってきているということも踏まえまして、指定管理を導入いたしまして

ですね、この管理が今後もですね、適切に行っていけるようにですね、していきたいということと。

それから、指定管理を導入することによってですね、島勝の活性化につながるようなイベントをやっていただくとかですね、いろんな現在の町の利用ではない別の利用もですね、さまざまな利用が考えられるのではないかとというような期待も込めてですね、指定管理のほうにこちらのほうの取り扱いを考えていきたいと思っております。以上でございます。

平野隆久議長

近澤チヅル君。

11番 近澤チヅル議員

そういう目的でされたということなんですけども、これが可決された後はですね、公布の日から具体的にどういう手続きに入られるのか。補正予算にも委員会の委員の報酬もありましたけれども、具体的にどういうふうに進む予定でありますのかお伺いしたいのと、今、島勝の皆さんの地域活性化というお話があったんですけれども、その募集される場合ですね、島勝の方に限定される予定でおられるのかどうかお伺いします。

平野隆久議長

上野農林水産課長。

上野和彦農林水産課長

まず、今後のスケジュールということでございますが、改正条例案がご可決いただきましたらですね、まず、指定管理についてのですね、募集等に向けて準備を進めていきたいと。できればですね、2月ぐらいまでにですね、指定管理の募集、それから選定まで進めることができればですね、3月の議会にですね、指定管理者を議会のほうでお諮りいただきたいというふうなスケジュールは考えてはおりますけれども、実際、募集をしてですね、応募される方がいるかどうかというのもありますので、その辺につきましては現在予定としては3月議会を目指しているというところでございます。

それから、募集に関しましてはですね、指定管理の募集要項の中ではですね、島勝の限定というのは考えてはおりません。現在はですね、考えてはおりません。ただ海水浴という安全面を配慮しなければならない部分もございますので、その辺の経験的なものとかというのは募集の中でですね、うたい込んでいきたいなどは思っております。以上でございます。

平野隆久議長

ほかに質疑される方はありませんか。

(発言する者なし)

平野隆久議長

以上で質疑を終わります。

平野隆久議長

ここで暫時休憩します。

(午後 0時 00分)

平野隆久議長

休憩前に引き続き会議を開きます。

(午後 1時 00分)

日程第13

平野隆久議長

次に、日程第13 議案第68号 令和元年度紀北町一般会計補正予算（第4号）を議題といたします。

なお質疑は歳入及び歳出を一括で行います。

質疑される方は必ずページ数を述べてから、質疑するようにお願いいたします。

それでは、質疑される方はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

平野隆久議長

以上で質疑を終わります。

日程第14

平野隆久議長

次に、日程第14 議案第69号 令和元年度紀北町国民健康保険事業特別会計補正予算（第2号）を議題といたします。

質疑を行います。

質疑される方はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

平野隆久議長

以上で、質疑を終わります。

日程第15

平野隆久議長

次に、日程第15 議案第70号 令和元年度紀北町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）を議題といたします。

質疑を行います。

質疑される方はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

平野隆久議長

以上で、質疑を終わります。

日程第16

平野隆久議長

次に、日程第16 議案第71号 令和元年度紀北町介護サービス事業特別会計補正予算（第2号）を議題といたします。

質疑を行います。

質疑される方はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

平野隆久議長

以上で、質疑を終わります。

日程第17

平野隆久議長

次に、日程第17 議案第72号 令和元年度紀北町水道事業会計補正予算（第1号）を議題といたします。

質疑を行います。

質疑される方はありませんか。

(発言する者なし)

平野隆久議長

以上で質疑を終わります。

これで、本定例会に上程されました案件についての質疑は、全て終了しました。

平野隆久議長

委員会付託表、配付のためこの場で暫時休憩いたします。

(午後 1時 01分)

平野隆久議長

再開します。

(午後 1時 03分)

平野隆久議長

お諮りします。

本日、議題となっております案件については、会議規則第39条第1項の規定により、別紙委員会付託表のとおり、所管の常任委員会に付託したいと思いますが、ご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

平野隆久議長

異議なしと認めます。

したがって、各議案については、別紙委員会付託表のとおり、各担当委員会に付託することに決定しました。

なお、付託案件の審査については、12月11日、水曜日は、総務産業常任委員会。12月12日、木曜日は、教育民生常任委員会の開催ということであります。

開催時間はいずれも午前9時30分からの開催となります。

委員会の運営にあたっては、各常任委員長において、取り計らいくださるようお願い申し上げます。以上で、本日の日程は全て終了しました。

平野隆久議長

本日はこれで散会といたします。

(午後 1時 04分)

地方自治法第 123条第 2 項の規定により下記に署名する。

令和 2年 3 月 3 日

紀北町議会議長 平野隆久

紀北町議会議員 大西瑞香

紀北町議会議員 原 隆伸

